

## ケーブルプラス電話利用規約

### 第1条（利用規約の適用）

本規約は、株式会社多摩テレビ（以下「TTV」という。）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「約款」という。）を承諾し、KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）よりTTVを介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」という。）の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

- 2 TTV及びKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

### 第2条（利用規約の改定）

TTVは、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

### 第3条（契約の成立）

TTV所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定めるTTV所定の申込書に所要事項を記入のうえ工事の申込みをし、TTVがこれを承諾したときに、TTVと当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」という。）。

- 2 TTVは、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

- 1) ケーブルプラス電話接続回線（以下「電話接続回線」という。）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- 2) 申込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
- 3) その他TTVの業務遂行上支障があるとき。

### 第4条（設備の設置および費用の負担）

契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、TTVが、ケーブルプラス電話に必要となる設備の設置を実施することにつき、承諾したものとします。その工事および保守等は、TTV指定の機器、工法などにより、すべてTTVまたはTTVの指定する業者が行うものとします。なお、ケーブルプラス電話用モデム（以下「終端装置」という。）はTTVが提供し、所有権もTTVに帰属します。本項に定める設備の設置に伴う費用（以下「工事費」という。）は契約者負担とし、その額は別に定める事とします。

- 2 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等は無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
- 3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、TTVの電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 4 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
- 5 契約者はTTVが提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。契約者が故意または過失により終端装置を破損させた場合は修理に

かかる実費相当分を、修理不可能または紛失の場合は、別に定める損害金をTTVに支払うものとします。

#### 第5条（KDDI提供サービスに係る債権の譲渡等）

契約者は、約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところによりTTVに譲渡されること、その結果TTVが当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者はTTV及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

#### 第6条（料金の請求と支払等）

KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金（以下「利用料金」という。）は約款に定めるところによります。

- 2 第4条1項に定める工事費および前項に定める利用料金の支払方法および支払期日は、TTVが別に定めるところによります。
- 3 契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、TTVが別に定める方法によりお支払いいただきます。
- 4 契約者が、工事費、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、TTVが別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 5 工事着手後完了前に契約者都合により契約の解除等があった場合、契約者は、解除等があったときまでに着手した工事部分について、TTVが別に算定した額を負担するものとします。
- 6 TTVは、請求書および領収書は発行いたしません。なお、通話明細については、KDDIの提供する契約者限定のホームページ（auお客様サポート）にて確認することができます。

#### 第7条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

- 2 前項の申告に基づき、当社は当社及びKDDIの設備の修理または対応（以下「サポート」といいます）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は対応の時間を要する場合があります。
- 3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

#### 第8条（契約の解除）

TTVは、次の場合には、本契約を解除することがあります。

- 1) 工事費、利用料金その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- 2) 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 3) TTVが工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。

- 4) 電気通信回線の地中化等、TTV又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
- 5) 工事契約または契約者とTTVとの間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
- 6) その他TTVの業務遂行上、支障があるとき。

尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

- 2 TTVは、前項の規定により本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

#### 第9条（契約者に係る情報の利用）

TTVは、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、本規約および約款に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報をTTVの業務を委託している者に提供する場合を含みます。

- 2 TTVは、ケーブルプラス電話の提供にあたり取得した個人情報について、別に定める個人情報の保護に関する基本方針（以下「プライバシーポリシー」という。）に基づいて適正に取り扱うものとします。

#### 第10条（利用の停止）

TTVは、KDDIが定める約款の規定により、ケーブルプラス電話の利用を停止することがあります。

- 2 TTVは、前項の規定によりケーブルプラス電話を停止するときは、あらかじめ提供の停止日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。

#### 第11条（債権の保全）

TTVが債権（工事費、利用料金等）の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができます。

#### 第12条（責任および免責事項）

TTVは、天災・事変・その他何らかの事由によるケーブルプラス電話の停止・不能についての損害賠償には応じません。

- 2 TTVの故意または重大な過失によりケーブルプラス電話の提供をしなかったときは、前項は適用しません。

#### 第13条（国内法への準拠）

本規約は日本国の国内法に準拠するものとし、本規約について生じた一切の紛争等については、TTVの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とします。

#### 附則

本規約は平成26年9月1日から施行します。

#### 【別表】

##### ●第6条の1に定める料金額

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの	他サービス既	追加工事	1ケーブルプラス電	別に定める実費	別に定める実費

加入時	契約者		話接続回線ごと	相当額	相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額